

住安第 3110 号
令和 6 年 12 月 25 日

公益社団法人静岡県建築士会会長 様
一般社団法人静岡県建築士事務所協会会長 様

静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課長

改正法円滑施行のための建築士サポート事務局の設置について

日頃より、建築行政の推進に御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 4 年 6 月 17 日に公布された改正建築物省エネ法及び建築基準法が、令和 7 年 4 月から全面施行されます。

国においては、改正法を円滑に施行するため、建築確認手続き等が滞ることのないようにすることを目的に、全都道府県において申請者の困りごとを相談できる体制（サポート体制）を構築することとしています。

つきましては、県内のサポート体制を構築するにあたり、本県においても建築士サポートセンター事務局を設置しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 建築士サポートセンターの概要

- (1) 事務局 一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
- (2) 時 期 令和 7 年 1 月 6 日（月）～ 3 月 31 日（月）
- (3) サポートの内容・申込方法 別添チラシのとおり

2 その他

- ・都道府県の建築士サポートセンター開設状況等については、一般財団法人日本建築防災協会が建築士サポートセンターに関するポータルサイトを設置しています。下記 URL を御確認ください。

URL : <https://www.kenchiku-bosai.or.jp/support/>

担 当 : 建築確認検査室 大石
電 話 : 0 5 4 - 2 2 1 - 3 3 4 5
E-mail : kenkaku@pref.shizuoka.lg.jp